

生きる喜びを取り戻したい

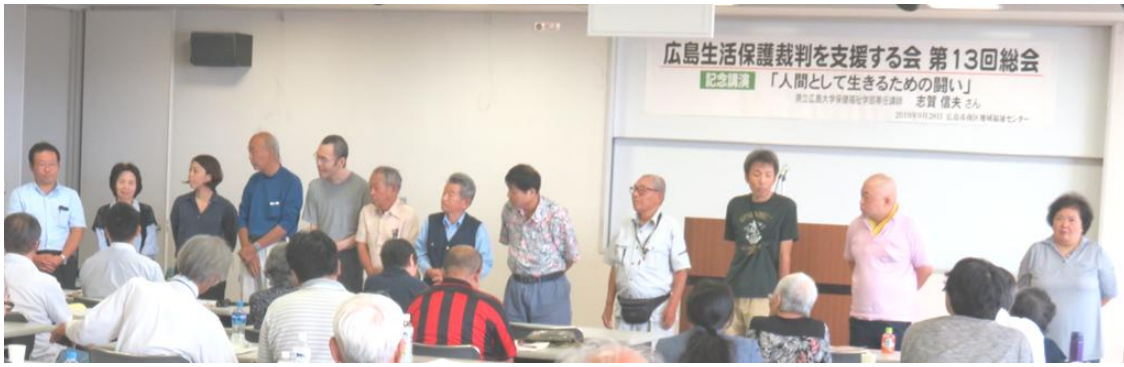
生活保護裁判に大きなご支援をお願いします

第53号

生活保護裁判を支援する会ニュース

発行: 広島生活保護裁判を支援する会

連絡先
広島県生活と健康を守る会連合会内
広島市中区大手町 5-16-18
パルビル 4F
TEL 082-545-7704



生活保護裁判を支援する会第13回総会
「人間として生きるための闘い」
記念講演は大きな反響を呼ぶ

9月28日、第13回生活保護裁判を支援する会の総会が広島市南区地域福祉センターで開催され、会場いっぱい約83人が参加しました。

まず佐々木宏代表(広島大学教授)が「支援する会のやりがいある活動の楽しさを、周りに広げていこう。発信することは本来楽しいこと。楽しくつづけていきましょう」とあいさつ、会場の笑いも引き出しながら和やかに始まりました。

記念講演は県立広島大学講師の志賀信夫氏が「人間として生きるための闘いー権利の視点から貧困問題に立ち向かうー」と題し、貧困とは何か、貧困問題に立ち向かうとはどういうことなのかを理論と実践の立場から語られました。

この講演内容への反響は大きく、「生活と健康を守る運動に大きな励ましをもらった思い」など、さまざまな感想が飛び交いました。

休憩後、総会に参加した宮垣二夫原告団長をはじめとすると11人裁判原告の方々(原告は現在58人)が紹介されました。(写真)

総会では、事務局長の浅利陽子弁護士が一年間のとりくみと今後の方針を報告。この間4回開かれた口頭弁論について、傍聴席を毎回埋め尽くし原告を励ましてきたこと、18年10月には広島市のそごう前で1000枚のチラシを配り支援を呼びかけた報告がありました。

また全国原告交流合宿の様子などが報告され、全国の生活保護引き下げ違憲訴訟を支援する人々と連帯したたかうこと、また手弁当で頑張ってくださっている弁護士の方々への活動支援のためにはまだまだ財政的に厳しく、一層の会員増やしと財政活動の強化が呼びかけられ、満場一致で方針が採択されました。

原告団長宮垣さんから「原告を使ってください」と訴えがあり、最後に県労連門田氏より、要求を実現し、自分らしく生きていくために更なる行動を！とよびかけし、集会を閉じました。

志賀先生の講演を聞いて

東広島生健会 天野清子

学校では教えませんが、私たちが闘うべき相手は「資本」そのものであること、その「資本の社会的制御」をしていかななくてはならないこと、このように科学的に社会を見る視点が本当に大事だと思います。資本の社会的制御をつうじて、「寛容な社会」への道が開かれていく……講演全体を通じて、とても分かりやすい内容で心にストンと落ちました。

社会保障制度の理念と実際の運用をかけ離れさせないために絶え間ない要求運動が必要であり、「予算がない」ことへの対策は、国側や行政側が考えることだと話され、全くその通りだと思いました。私たちは「権利」実現のために正々堂々要求していかななくてはならないと納得できて心が楽になりました。

今、国保税の引き下げを求める署名を集めています。対市交渉を予定していますが、「予算がない」という回答の壁におじけづくことなく勝ち取るまで頑張る勇気をもらいました。たくさん集めて世論作りをしていきたいと思っています。ありがとうございました。

闘争資金バザーに協力ください

支援する会では財政確立のためバザーを行っています

詳しくは事務局にお問い合わせください

- 沖縄の黒糖お菓子(3個で1000円)
- 25条バッジ(憲法24条を守ろう)1個¥300
- 和歌山温州ミカン販売(11月~12月)



保護基準引き下げは憲法違反！ 秋晴れの宣伝行動 チラシ 1000 枚配る

10月7日、裁判終了後そごう前・メルパーク前で街頭宣伝を行い50人が参加しました。

保護費を下げたら生活できないこと、基準引き下げは国民全体の生活水準引き下げにつながることを、生活保護を利用することは権利であることなどをアピールしました。

1000枚のチラシをティッシュに詰めて配布しましたがアツという間に無くなりました。大勢で行動すると元気が出て楽しい行動になりました。

たくさんの人の協力に感謝 福山でも宣伝活動をやりたい

福山生健会 橋本広美

街頭宣伝に参加し、裁判支援を呼びかけるチラシが入ったティッシュを配りました。今年は、去年の宣伝よりティッシュが多かったのかな？ ちょっと多めにあった気がしましたが、いずれにしても、弁護士さんや支援する会に入って応援してくれている労働組合や民主団体の人たちが協力してくださり、とてもありがたかったです。

福山でもこんな宣伝ができればいいと思います。生活と健康を守る会の役員さんにも相談しました。「福山もがんばればやれるんだぞ!」と、やれるだけはやってみたいと思います。



生活保護基準引き下げ 違憲訴訟の第22回口頭弁論

2019年10月7日に、広島地方裁判所で、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第22回口頭弁論が開かれました。

今回の裁判でも、名古屋地裁での裁判の進捗状況を報告し、今後の広島での進め方について協議しました。広島では、名古屋地裁の進行を踏まえ、名古屋地裁でできなかった証人尋問を行うかどうかや、広島独自の証人を申請するかどうかを検討しているところで、次回の裁判で、原告本人尋問や証人尋問の計画について、報告することになりました。次回口頭弁論期日は、2020年2月19日に予定されています。

第23回 生活保護裁判 口頭弁論

2020年2月19日(水)

午前11時30分～

広島地方裁判所 3階法廷

名古屋生活保護裁判 地裁証人尋問 報告 浅利 陽子

生活保護基準部会の部会長代理 「引き下げを容認していない」

10月10日に名古屋地裁で開かれた証人尋問を傍聴しました。

当日は、生活保護基準部会の部会長代理であった岩田正美氏と、中日新聞の元記者の白井康彦氏の証人尋問が行われました。

岩田氏は、今回の生活保護基準の引き下げの根拠となった「デフレ調整」について、基準部会では議論がされておらず、容認していない、とはっきりと証言されました。また、部会長代理という立場にあったにもかかわらず、なぜ裁判で証言することを決意したのか、という質問に対しては、基準部会は、専門的な議論の必要性が認められて設置されたものだ

が、議論すべきことが多く十分に議論できていないにもかかわらず、結果的に社会保障の財政削減という結論をもたらしてしまっており、この結論を出すために基準部会が便利に利用されたのかもしれない、という非常に残念な思いがある、ということも証言されました。そして、最後に、裁判所に対して、生活保護という制度は、国の最低限の基準を作っている、ということも十分に理解して判決を出して欲しい、と述べて証言を締めくくられました。

また、白井氏は、引き下げという結論ありきで、厚生労働省が独自の計算方法で物価を意図的に引き下げた、ということを示しながら証言されました。

生活扶助基準は、国民の最低限生活を保障するもので、そのような重要な政策を決定する場合には、疑念をもたれないような方法を用いる必要があるが、今回の厚生労働省の計算方法は、二つの基準を併用するもので常識を逸脱するものであること、このような説明のできない方法で、重要な基準を変更することは、国民の信頼を裏切るとんでもない振る舞いだ、と証言されました。

お二人の証言は、ともに具体的に説得力を持つもので、裁判所に対して、今回の基準の引き下げの異常性を十分に印象付けるものとなりました。